

「測量調査業務共通仕様書」の改定について

1 改定の基本的考え方

- ・原則として、九地整の測量業務共通仕様書(R6.4)に準拠する。
- ・県独自の規則、通知に基づくものはその規定に準じる。
- ・H29.3 国が改定時に「測量調査業務共通仕様書」を「測量業務共通仕様書」に変更していることから、今回改定より「測量業務共通仕様書」とする。

2 主な改定点

- 表題：「測量調査業務共通仕様書」→「測量業務共通仕様書」
- 第102条 用語の定義 「現場説明書」の削除
- 第102条 用語の定義 「情報共有システム」の追記
- 第110条 担当技術者 配置人数3名を8名に変更
- 第112条 打合せ等 「ワンデーレスポンス」の追記
- 第118条 成果物の提出 鹿児島県電子納品ガイドライン(案)の(案)削除
- 第139条 保険加入の義務 「法定外労務保険について」追記
- 第140条 新技術の活用について 「新技術情報提供システム」追記
- 第141条 環境改善の実施 「環境改善実施要領(業務編)」追記